

(6)おいらせ町町税条例の一部を改正する条例（平成29年おいらせ町条例第11号）  
 新旧対照表（抜粋）（附則第10条関係）

改正後	現行
<p>附則                      （施行期日）                      （町民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のおいらせ町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第1号に掲げる規定による改正後のおいらせ町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<b>令和元年度</b>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 略</p>	<p>附則                      （施行期日）                      （町民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のおいらせ町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第1号に掲げる規定による改正後のおいらせ町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<b>平成31年度</b>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 略</p>